

平成29年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	平成29年11月28日		
2	招 集 日	平成29年12月5日		
3	提出議案件数	16件		
		予 算 3件		
		条 例 3件		
		その他 10件		
4	議案等件名			
	議案第114号	平成29年度西条市一般会計補正予算（第9回） の専決処分について		
	議案第115号	平成29年度西条市一般会計補正予算（第10回） について	別 冊	
	議案第116号	平成29年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第2回）について		
	議案第117号	平成29年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第2回）について		
	議案第118号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関 する協定その1の一部を変更する協定の締結につ いて . . . . .		1
	議案第119号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関 する協定その3の一部を変更する協定の締結につ いて . . . . .		2
	議案第120号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関 する協定その4の一部を変更する協定の締結につ いて . . . . .	3	
	議案第121号	新たに生じた土地の確認について . . . . .	4	
	議案第122号	字の区域の変更について . . . . .	5	
	議案第123号	西条市市民活動支援センターの指定管理者の指定 について . . . . .	6	
	議案第124号	愛媛縣市町総合事務組合理約の変更について . . .	7	
	議案第125号	愛媛縣市町総合事務組合の共同処理事務構成団体 からの脱退に伴う財産処分について . . . . .	8	
	議案第126号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する 条例について . . . . .	9	

議案第 1 2 7 号	西条市簡易水道条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 0
議案第 1 2 8 号	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 1
報告第 1 6 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について . . . . .	1 2

議案第 1 1 8 号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の一部を変更する協定の締結について  
(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の一部を変更する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

2 6 6, 5 0 0, 0 0 0 円 (2 3, 1 0 0, 0 0 0 円の減額)

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻原 俊博

(3) 変更理由

日本下水道事業団が行った工事契約における機器単価の精査及び入札減少金の発生等による費用の減額

議案第 1 1 9 号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 3 の一部を変更する協定の締結について  
(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 3 の一部を変更する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

2 3 9, 9 6 0, 0 0 0 円 ( 8 1, 8 4 0, 0 0 0 円の減額)

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻原 俊博

(3) 変更理由

日本下水道事業団が行った工事契約における機器単価の精査及び入札減少金の発生等による費用の減額

議案第120号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その4の一部を変更する協定の締結について  
(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その4の一部を変更する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西条市条例第48号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

233,450,000円(19,130,000円の減額)

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 辻原 俊博

(3) 変更理由

日本下水道事業団が行った工事契約における機器単価の精査及び入札減少金の発生等による費用の減額

議案第121号 新たに生じた土地の確認について

(港湾河川課)

1 提出の理由

新たに生じた土地の確認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

平成29年10月6日付けで公有水面埋立工事のしゅん功認可を受けた、西条市ひうち字西ひうち7番7の地先、及び7番7から7番19までの地先に造成された面積49,895.65平方メートルの土地が、西条市の地域であることの確認を行うものである。

## 議案第122号 字の区域の変更について

(港湾河川課)

### 1 提出の理由

西条市が埋め立てを行った49,895.65平方メートルの土地を、「新たに生じた土地」として確認後、区域を設定する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 概要

新たに生じた土地を隣接地である「ひうち字西ひうち」の区域に編入しようとするものである。

議案第123号 西条市市民活動支援センターの指定管理者の指定について

(市民協働推進課)

1 提出の理由

西条市市民活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市市民活動支援センター	NPO法人西条まちづくり応援団

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間



議案第124号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

平成30年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市を交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を変更する。

議案第125号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

平成30年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市が交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う法第289条の規定による財産処分について、次のとおり定める。

**【内容】**

交通災害共済に関する共同処理に係る東温市の一切の財産については、平成30年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させる。

議案第126号 西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(社会教育課)

1 提出の理由

西条市氷見公民館の建て替えに伴い、同公民館が仮施設へ移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市氷見公民館の位置を、仮施設の「西条市氷見乙1000番地1」に改めるものである。

3 施行期日

平成30年1月4日から施行する。

議案第127号 西条市簡易水道条例及び西条市水道事業給水条例の  
一部を改正する条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

簡易水道及び水道事業の健全な経営基盤を構築するとともに地区間の料金格差を是正するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 改定の種類

水道使用料（簡易水道及び上水道）

(2) 平均改定率

上水道	西条地区	12.7%
	東予地区	5.1%
	丹原地区	—
	小松地区	—
	上水道全体	5.5%
簡易水道	西条地区	12.5%
	丹原地区	—
	簡易水道全体	4.2%

(3) 改定時期

平成30年4月及び5月分として徴収する水道料金から適用

3 施行期日

平成30年3月1日

議案第128号 西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

西条市石鎚ふれあいの里の使用料等の額について、これまでに研修宿泊棟の改修やケビン棟の修繕等により、施設の機能強化・魅力向上を図ってきたことから、他の地方公共団体が所有する自然体験宿泊施設と同程度に改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市石鎚ふれあいの里の研修宿泊室の使用料について、1人当たりの基本料金を830円値上げして2,000円とし、他の公共施設の料金と同程度とするものである。

また、ケビンの使用料について、1人当たりの基本料金を1,240円値上げして2,700円とするほか、キャンプの使用料についても見直しを行うものである。

3 施行期日

平成30年4月1日

報告第16号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(国体推進課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金188,078円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。